

浦幌町パブリックコメント制度実施要綱の解説

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることにより、町の政策形成過程における町民の行政参画の機会を提供するとともに、町民に対する説明責任を果たすことで、行政運営の透明性の向上を図り、もって町民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

このパブリックコメント制度の目的は、町民の皆さんの意見を町政に反映させるものです。

重要な計画等の策定にあたって設置している委員会や審議会等の意見に加え、町民の皆さんから幅広く意見をいただくものです。

この制度は、平成18年2月に策定した浦幌町行政改革大綱(第3次)で「公正の確保と透明性の向上」に掲げられている取り組みの一つとして位置付けています。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の政策に関する基本的な計画や条例等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く町民等に明らかにし、町民等からその政策に対する意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)を求め、寄せられた意見等を考慮して実施機関の意思決定を行うとともに、その寄せられた意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 町内に通勤又は通学する者

(4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

制度の名称については、既にマスコミなどにより一般的に広く使用されている「パブリックコメント」を制度の名称に用います。

審査機関(公平委員会と固定資産評価審査委員会)と議決機関(議会)は、計画等を策定することが考えにくいことから、この要綱の実施機関から除きます。

本町に在住、在勤、在学する者のほかに、本町以外に居住する利害関係者なども広く「町民」と位置付け、パブリックコメント制度の対象となる事案に意見を提出できるものとします。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となるものは、町民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる政策の策定又は改定及び条例の制定又は改廃のうち次のもの(以下「政策等」という。)とする。

- (1) 町の基本的な施策に関する計画、指針等
- (2) 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(ただし、金銭徴収に関する条項を除く。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

「町の基本的な施策に関する計画、指針等」とは、「総合振興計画」「都市計画マスタープラン」など全町域あるいは町を幾等分かに分割した地域を対象とした将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針、マスタープラン等その名称を問いません。

例

まちづくり：総合振興計画、都市計画マスタープラン、地域防災計画、住みよい生活環境条例、緑のマスタープラン、公営住宅マスタープラン、ごみ処理基本計画、男女共同参画プランなど

福祉：高齢者保健福祉・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画など

産業：農業・農村基本計画など

行財政：行政改革大綱・推進計画など

教育：生涯学習推進計画、青少年健全育成推進長期計画など

「町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、町政全般についての基本理念や基本方針などを定めるものをいいます。従って、職員の給与に関する条例など町民に直接の影響が及ばないような行政内部のみに適用されるものは該当しません。

例

情報公開条例、行政手続条例など

「町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、広く町民に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項(注1)に基づく条例を指します。

例

畜犬取締及び野犬掃とう条例など

なお、「金銭徴収に関するもの」については、町民に義務を課すことになりませんが、これら金銭の賦課徴収に関する事項を対象とした場合、負担軽減を求める声が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことは、制度の趣旨に合致しないことや、地方自治法第74条第1項(注2)で、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定、改廃が直接請求の対象となっていないことなどを踏まえ、本手続の対象から除きます。

(注1) 地方自治法第14条第2項：普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(注2) 地方自治法第74条第1項：普通地方公共団体の議会議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続の対象としないことができるものとする。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 政策等の策定にあたり、実施機関の裁量の余地が少ないもの、その他政策等の性質上パブリックコメント手続に適さないもの
- (3) 政策等の策定にあたり、附属機関又はこれに類するものにおいて、意見聴取の手続が法令等により定められているもの
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するもの

「緊急を要するもの」とは、本手続にかかる所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、本手続を経る時間がない場合をいいます。具体的には、災害などの緊急に対応する場合が考えられます。また、「軽微なもの」とは、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや上位の計画などの変更に伴う一部の表現変更をする場合をいいます。

「実施機関の裁量の余地が少ないもの」とは、法令や国・道の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った決定をしているものをいいます。

「附属機関又はこれに類するものにおいて、意見聴取の手続が法令等により定められているもの」とは、法令などの規定により、公告、縦覧、公聴会の開催などの実施が義務付けられているものをいいます。

「附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するもの」とは、審議会、協議会等の附属機関などにおいて、パブリックコメント手続を実施した報告や答申などがなされた場合には、実施機関において、パブリックコメント手続を実施しないことができるものです。

(公表の時期)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる政策等を策定しようとするときは、あらかじめ策定の意思決定前に当該政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、町民等が理解しやすいよう併せて次の各号に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 立案した際の実施機関の考え方及び論点
- (3) その他参考資料

計画等の案を公表する場合には、町民がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるよう努めます。なお、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料及び関連情報を合わせて提供することとします。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
 - (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
 - (3) 前号に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じて説明会の開催、町の広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法により公表に努めるものとする。
- 2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。
- 3 パブリックコメント手続の実施に際しては、町の広報紙及び町ホームページにより案件名等を事前に予告するものとする。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、広く町民に周知することが必要なことから、計画等の素案及び資料等を必ず町のホームページに掲載し、所管課及び支所に備え置きます。

また、説明会の開催、町の広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法により、出来る限り積極的に周知に努めるものとします。

案及び公表資料が相当量に及ぶ場合には、町のホームページにその全てを掲載することが困難であると思われるので、その内容がわかる概要を公表します。この場合には、案及び公表資料全体の入手又は備え置きする方法を明確にして周知することとします。

(意見等の提出方法)

第7条 実施機関は、町民等が意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として公表した日から1か月程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

- 2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 実施機関が指定する場所への持参
 - (2) 郵便
 - (3) 電子メール
 - (4) ファクシミリ
 - (5) その他実施機関が必要と認める方法
- 3 意見等の提出をしようとする町民等は、住所、氏名又は団体名、電話番号を明示しなければならない。

意見等の提出期間は、原則として公表した日から1か月程度とします。このことは、町民の皆さんが意見を提出するために必要な時間を十分確保する必要があり、また、この期間があまり長期的になると行政執行の効率が悪くなることから、一応の目安としたもので、意見等を募集する施策等の案の内容の重

要性や意思決定をするまでのスケジュール等を考慮して、実施機関の判断により適宜定めるものとします。

意見の提出方法は、直接窓口への持参、郵便、電子メール、ファクシミリなどとし、案及び資料の公表の際に明示することとします。

町民が意見等を提出する際に、氏名及び住所の明記を受付条件とするのは、意見提出に係る責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う可能性があることや、匿名とした場合に適切でない意見や集団的に偏った意見が出てくる恐れがあるためです。なお、案等の公表の際には、その条件を明示することとします。

(提出意見等の取扱い)

第 8 条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、意思決定した政策等のほかに、町民等から提出された意見等及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。

3 前項の規定による公表の方法については、第 6 条第 1 項の規定を準用する。

実施機関は、町民の皆さんから提出された意見等を十分考慮して、計画等について最終的な意思決定を行います。

パブリックコメント制度は、計画等の案の賛否を問うためのものでないため、賛否の結論だけを示した意見や政策等の案の内容と直接関係のない意見等については、提出された意見等及び実施機関の考え方を公表しない場合があります。また、公表することに不適切な情報が含まれていると判断される場合にあっては、その全部又は一部を公表しないこととします。なお、類似の意見が多数あった場合は、まとめて公表することがあります。

実施機関の考え方を公表するときは、分かりやすい表現に努めます。

(実施状況の公表)

第 9 条 町長は、パブリックコメント手続を実施している案件についてその一覧を作成し、公表するものとする。

2 前項の一覧には、案件名、案の公表日、意見募集期間、案の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

パブリックコメント手続を実施している案件については、町ホームページ及び広報紙にその一覧表を掲載し、案件名、案の公表日、意見募集期間、案の入手方法及び問い合わせ先を明記して公表することとします。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

今後の具体的な案件の運用を通して寄せられる町民からの意見を踏まえて、

必要に応じ、制度の見直しを行っていきます。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際、既に立案過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

この制度の円滑な導入を図るため、この要綱の施行にあたり、現に立案過程にある計画等については、立案のスケジュール等に配慮し、この要綱は適用しませんが、可能な範囲において、この制度に準じた手続を実施します。